

日本内分泌病理学会理事会 議事録

日時：2014年4月25日（金）12:10～13:00

場所：福岡サンパレス 4F 第二会議室

出席者：成瀬理事長、山田正三、笹野公伸、島津 章、吉本勝彦、亀山香織、
屋代 隆、田辺晶代 の各理事
方波見 監事

欠席者：覚道健一（委任状あり）、加藤良平、戸田修二、山下俊一（委任状あり）、
柴田洋孝（委任状あり） の各理事（委任状計3通）
松野 彰 監事

議題：

<審議事項>

1. 役員改選の件 -----理事長
1) 選挙開票結果と次期理事候補者の承認
2) 次期理事長候補者の選出
3) 次期監事候補者について
4) 次期理事長推薦理事候補者について
2. 会則（定款）改訂の件 -----山田（庶務）
3. 特別功労賞及び佐野賞の候補者の件 -----理事長
4. 亀谷賞の件他 -----理事長
5. 学会名称の変更の件 -----理事長

<報告事項>

6. 第17回（2013年度）学術総会の報告（決算を除く） -----方波見（当該会長）
7. 第18回（2014年度）学術総会の概要 -----屋代（当該会長）
8. 第19回（2015年度）学術総会の準備状況 -----戸田（当該会長）
9. 第88回（2015年度）JES学術総会P委員会の結果 -----山田（P委員）
10. コンサルテーションの状況 -----覚道（広報、C委員長）
11. 会員の状況について -----理事長

冒頭、成瀬理事長より欠席理事から3通の委任状が提出されているので、定足数を満たし本理事会は成立する旨報告があり、引き続き、同理事の司会により議事進行が行われた。

<審議事項>

1. 役員改選の件

1) 選挙開票結果と次期理事候補者の承認

・成瀬理事長より、2014年1月に実施された選挙における当選者5名が下記の通り報告され、全員次期理事候補者として秋の評議員会・総会に諮ることが承認された。

次期理事候補（任期：2期4年、2014年総会日～2018年総会日。但し、成瀬次期理事候補は定年制により1期2年、2014年総会日～2016年総会日）

- 1 笹野公伸
- 2 山田正三
- 3 加藤良平
- 4 成瀬光栄
- 5 方波見卓行

2) 次期理事長候補者(任期 2 年：2014 年総会日～2016 年総会日)の選出

・成瀬理事長より、投票に先立って、加藤・山田両理事から立候補の意思表示があったが被選挙人はこれに拘らないこと、また同点の場合は年長者を当選とするとのルール確認があり、これを理事会として了承した。

・上記の次期理事候補者（但し、2 期 4 年理事長を務めた成瀬次期理事候補を被選挙人から除く）及び第二期目再任予定 5 名の理事（島津章、亀山香織、吉本勝彦、屋代隆、戸田修二）を対象として投票の結果、山田理事を次期理事長候補者に選出し、評議員会・総会に推薦することとした。また、同理事もこれを受諾した。

3) 次期監事候補者（1 名、任期 4 年：2014 年総会日～2018 年総会日）の推薦

・山田次期理事長候補者より、後日候補者を持ち回り理事会に諮りたいとの意向が示された。なお、松野監事は留任（任期：～2016 年総会日）である。

4) 次期理事長推薦理事候補者（3 名以内、任期 2 年：2014 年総会日～2016 年総会日）の推薦

・山田次期理事長候補者より、後日候補者を持ち回り理事会に諮りたいとの意向が示された。

2. 会則（定款）改訂の件

・山田庶務理事より、主要な改訂条項の説明が行われた。細部に関しては、意見があれば 5 月 7 日期限で申し出ることとした。

【事後記載】理事会欠席役員も含め、期限までに特に意見がなかったことから、原案通り理事会承認とし、秋の総会に諮ることとする。

改訂（案）			現行		
施行	平成 13 年	9 月 16 日	施行	平成 13 年	9 月 16 日
改訂	平成 16 年	11 月 6 日	改訂	平成 16 年	11 月 6 日
改訂	平成 17 年	10 月 26 日	改訂	平成 17 年	10 月 26 日
改訂	平成 20 年	9 月 26 日	改訂	平成 20 年	9 月 26 日
改訂	平成 21 年	10 月 24 日	改訂	平成 21 年	10 月 24 日
改訂	平成 22 年	10 月 29 日	改訂	平成 22 年	10 月 29 日
改訂	平成 23 年	6 月 20 日	改訂	平成 23 年	6 月 20 日
改訂	平成 25 年	10 月 4 日	改訂	平成 25 年	10 月 4 日
改訂	平成 26 年	11 月 1 日（予定）			
（総 則）			（総 則）		
第 1 条 本会は日本内分泌病理学会（Japan Endocrine Pathology Society：JEPS）と称する。			第 1 条 本会は日本内分泌病理学会（Japan Endocrine Pathology Society：JEPS）と称する。		
第 2 条 本会の事務局は理事会の指定する場所におく。			第 2 条 本会の事務局は理事会の指定する場所におく。		
（目 的）			（目 的）		
第 3 条 本会は内分泌病理学の進歩・向上並びに会員相互の交流と意見交換をはかることを目的とする。			第 3 条 本会は内分泌病理学の進歩・向上並びに会員相互の交流と意見交換をはかることを目的とする。		
（事 業）			（事 業）		
第 4 条 本会は次の事業を行う。			第 4 条 本会は次の事業を行う。		
1. 学術集会の開催			1. 学術集会の開催		

<p>2. 内外の関連学会（Endocrine Pathology Society を含む）との交流の促進</p> <p>3. 研究業績の顕彰</p> <p>4. その他、本会の目的達成に必要な事項</p> <p>（会 員）</p> <p>第5条 本会の会員は次のようにわかる。</p> <p>1. 正会員 （1）一般会員 （2）評議員 （3）学生会員</p> <p>2. 功勞評議員</p> <p>3. 名譽会員</p> <p>4. 賛助会員</p> <p>第6条 正会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人で、その年度の学術集会での講演発表の権利並びに評議員会または総会での議決権を有する。また、3年連続して会費を納入しなかった者は正会員の資格を失う。</p> <p>第7条 学生会員は、学部学生および学部卒業後5年間の者とし、一般会員と同等の権利、義務を有するが、会費は別途定める内規により減額される。</p> <p>第8条 名譽会員は本会の目的に関して特に功績のあった者で、別途定める内規に基づき、理事会で推薦し、評議員会、総会の承認を得て決定する。</p> <p>2. 名譽会員は年会費及び学術総会参加費は免除され、他の権利は別途内規に定める。</p> <p>第9条 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する賛助会費を納入した個人または団体とする。</p> <p>第10条 会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。</p> <p>（役 員）</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 理事 10名以上、13名以内（うち、理事長1名）</p> <p>2. 監事 2名</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第12条 理事は、評議員の投票または理事長の推薦によ</p>	<p>2. 内外の関連学会（Endocrine Pathology Society を含む）との交流の促進</p> <p>3. その他、本会の目的達成に必要な事項</p> <p>（会 員）</p> <p>第5条 本会の会員は次のようにわかる。</p> <p>1. 一般会員</p> <p>2. 学生会員</p> <p>3. 名譽会員</p> <p>4. 賛助会員</p> <p>第6条 一般会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者で、その年度の学術集会での講演発表の権利を有する。また、3年連続して会費を納入しなかった者は会員の資格を失う。</p> <p>第7条 学生会員は、学部学生および学部卒業後5年間の者とし、一般会員と同等の権利、義務を有するが、会費は別途定める内規により減額される。</p> <p>第8条 名譽会員は本会の目的に関して特に功績のあった者で、理事会で推薦し、評議員会、総会の承認を得て決定する。</p> <p>2. 名譽会員は年会費及び学術総会参加費は免除され、他の権利は別途内規に定める。</p> <p>第9条 賛助会員は本会の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体とする。</p> <p>第10条 会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。</p> <p>（役 員）</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 理事 若干名（うち、理事長1名）</p> <p>2. 監事 2名</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第12条 理事は、評議員の投票または理事長の推薦によ</p>
--	---

り評議員会及び総会の承認を得て選任する。

2. 理事長は必要に応じて若干名の理事を推薦することができるが、理事長推薦による理事は3名を越えないものとする。

3. 理事は互選で理事長を定める。

4. 監事は理事長が推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

5. 選挙による理事が任期途中で辞任した時は、被選挙人のうちから次点のものを繰り上げて、評議員会および総会の承認を得るものとする。

(理事の職務)

第13条

理事長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

3. 理事は理事長の業務を補佐し、庶務(庶務担当理事)、~~または財務(財務担当理事)~~、~~広報(広報担当理事)~~、~~企画学術(企画学術担当理事)~~など担当理事をおく。

4. ~~理事は理事長の業務を補佐する。~~
前項の各業務の責任者として、それぞれ筆頭理事を置く。

5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委託を行うことができる。

6. 理事長は必要に応じ、本会の運営に助言する顧問を置くことができる。

(監事の職務)

第14条

監事は、本会の業務および財産を監査する。

2. 監事は理事会に出席する。

(役員任期)

第15条

理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。

2. 選挙による理事の任期は2年とし、~~原則として理事会推薦並びに評議員会及び総会の承認により、もう1期に限り再任される。~~任期満了後に被選挙権を有し、評議員の投票により再選された場合には、再任を妨げない。ただし、理事長推薦理事は1期2年の任期とする。

3. 監事の任期は4年とし再任を妨げない。

4. 補欠~~または増員~~により選出された役員任期は、前任者~~または現任者~~の残任期間とする。

り評議員会及び総会の承認を得て選任する。

2. 理事長は必要に応じて若干名の理事を推薦することができるが、理事長推薦による理事は3名を越えないものとする。

3. 理事は互選で理事長を定める。

4. 監事は理事長が推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

(理事の職務)

第13条

理事長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

3. 理事は理事長の業務を補佐し、庶務(庶務理事)または会計(会計理事)など担当理事をおく。

4. 理事は理事長の業務を補佐する。

5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委託を行うことができる。

6. 理事長は必要に応じ、本会の運営に助言する顧問を置くことができる。

(監事の職務)

第14条

監事は、本会の業務および財産を監査する。

2. 監事は理事会に出席する。

(役員任期)

第15条

理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再任できる。

2. 選挙による理事の任期は2年とし、原則として1期に限り再任できる。任期満了後に被選挙権を有し、評議員の投票により再選された場合には、再任を妨げない。ただし、理事長推薦理事は1期2年の任期とする。

3. 監事の任期は4年とする。

4. 補欠~~または増員~~により選出された役員任期は、前任者~~または現任者~~の残任期間とする。

5. 役員の任期は学術集会時の総会の日から始まり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。

6. 役員は満 65 歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。

(理事会)

第 16 条

理事会は理事長が招集する。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第 17 条

理事会は理事の現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき**あらかじめ書面をもって意志表示した者及び**他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 理事会の決定は出席理事の過半数による。可否同数の時は、理事長が決する。

(評議員および功労評議員の選出並びに任期)

第 18 条

評議員は、評議員、**功労評議員または名誉会員** 2 名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て**定め**、学術集会時の総会の承認を得るものとする。

2. 評議員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、**特別な理由のない限り自動的に更新されるものとする。**

3. 評議員は満 65 歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。

4. 功労評議員は前項により任期を終了した評議員で、本学会活動への貢献の著しい者の中から、**評議員の推薦 別途定める内規**に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会、総会の承認を得るものとする。任期は定めず、年会費は免除され、他の権利は別途内規に定める。

(評議員の職務)

第 19 条

評議員は評議員会を組織し、理事長及び理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。

(評議員会)

第 20 条

評議員会は年 1 回、学術集会の総会に先立って、理事長が召集する。但し、正当な理由がある場合は、総会と合同で開催できるものとする。

2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

5. 役員の任期は学術集会時の総会の日から始まり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。

6. 役員は満 65 歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。

(理事会)

第 16 条

理事会は理事長が招集する。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第 17 条

理事会は理事の現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき**あらかじめ書面をもって意志表示した者及び**他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 理事会の決定は出席理事の過半数による。可否同数の時は、理事長が決する。

(評議員および功労評議員の選出並びに任期)

第 18 条

評議員は、評議員 2 名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て定め、学術集会時の総会の承認を得るものとする。

2. 評議員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任は理事会において審議し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

3. 評議員は満 65 歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。

4. 功労評議員は前項により任期を終了した評議員で、本学会活動への貢献の著しい者の中から評議員の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会、総会の承認を得るものとする。任期は定めず、年会費は免除され、他の権利は別途内規に定める。

(評議員の職務)

第 19 条

評議員は評議員会を組織し、理事長及び理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。

(評議員会)

第 20 条

評議員会は年 1 回、学術集会の総会に先立って、理事長が召集する。但し、正当な理由がある場合は、総会と合同で開催できるものとする。

2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

第21条

評議員会は評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につき~~あらかじめ書面をもって意志表示した者及び~~他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

(総会)

第22条

総会は正会員をもって組織する。

第23条

総会は学術集会時を含めて少なくとも年1回、理事長が召集し開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めた時、理事長が召集する。

第24条

総会の議長は出席正会員の互選により定める。

第25条

総会は理事会と評議員会における審議事項を議決する。

第26条

総会は正会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につき~~あらかじめ書面をもって意志表示した者及び~~他の正会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の決定は出席正会員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

(会長)

第27条

会長はその年度の学術集会に関わる任務を遂行すると同時に、~~日本内分泌学会との充分な連絡を図る。~~

2. 会長は本会の運営に必要なプログラム委員会または委員を設置委託することができる。

第28条

会長は、理事会において推薦し、評議員会および総会の承認を経て決定する。

第29条

会長の任期は1年とし、前回学術集会の終了翌日から学術集会終了の日までとする。

(学術集会)

第30条

学術集会は毎年1回、秋に開催する。会期を2日とする。またその内容は本会として特色あるものとする。

第21条

評議員会は評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

(総会)

第22条

総会は会員をもって組織する。

第23条

総会は学術集会時を含めて少なくとも年1回、理事長が召集し開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めた時、理事長が召集する。

第24条

総会の議長は出席会員の互選により定める。

第25条

総会は理事会と評議員会における審議事項を議決する。

第26条

総会は会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の決定は出席会員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

(会長)

第27条

会長はその年度の学術集会に関わる任務を遂行すると同時に、日本内分泌学会との充分な連絡を図る。

2. 会長は本会の運営に必要なプログラム委員会または委員を設置委託することができる。

第28条

会長は、理事会において推薦し、評議員会および総会の承認を経て決定する。

第29条

会長の任期は1年とし、前回学術集会の終了翌日から学術集会終了の日までとする。

(学術集会)

第30条

学術集会は毎年1回、秋に開催する。会期を2日とする。またその内容は本会として特色あるものとする。

<p>第31条 学術集会に発表する者は、会員であることを必要とする。ただし、本会の趣旨に賛同する非会員で会長が承認した場合には発表を行うことができる。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第32条 関連分野における優れた研究者に対して別に定める細則に基づき、特別功労賞、佐野賞、亀谷賞及び研究賞を授与する。</p> <p>(会計)</p> <p>第33条 本会の運営には次の資金をあてる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会費 2. 寄付金 3. 資産から生ずる収入 4. その他の収入 <p>2. 年度会計の報告は監事の監査を経た後、理事会、評議員会並びに総会に諮り、承認を得る。</p> <p>3. 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更など)</p> <p>第34条 本会則および細則の改訂は理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。なお、細則・内規等は理事会承認をもって発効する。</p> <p>(附則)</p> <p>第35条 本会則は平成13年9月16日から施行する。</p>	<p>第31条 学術集会に発表する者は、会員であることを必要とする。ただし、本会の趣旨に賛同する非会員で会長が承認した場合には発表を行うことができる。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第32条 関連分野における優れた研究者に対して別に定める細則に基づき、特別功労賞、佐野賞及び研究賞を授与する。</p> <p>(会計)</p> <p>第33条 本会の運営には次の資金をあてる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会費 2. 寄付金 3. 資産から生ずる収入 4. その他の収入 <p>2. 年度会計の報告は監事の監査を経た後、理事会、評議員会並びに総会に諮り、承認を得る。</p> <p>3. 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更など)</p> <p>第34条 本会則および細則の改訂は理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。</p> <p>(附則)</p> <p>第35条 本会則は平成13年9月16日から施行する。</p>
---	--

3. 特別功労賞及び佐野賞の候補者の件

・成瀬選考委員長より、選考の経緯についての説明とともに、下記の候補者を選考委員会から受賞者として推薦したいとの提案があり、それぞれ全会一致で承認され決定した。なお、佐野賞受賞者への連絡にあたっては、選考委員会の意見を付けることとした。

推薦・応募締切：2014年2月末日

選考委員会（持ち回り審議）：2014年3月26日～4月1日

選考委員：成瀬理事長、山田、笹野、覚道、加藤の四筆頭理事、屋代・今年度会長

(1) 特別功労賞：1名

・長村義之 名誉会員

(2) 佐野賞：1名

・中村美砂 評議員

4. 亀谷賞の件他

(1) 亀谷賞

・成瀬理事長より、亀谷賞の創設自体は先の持ち回り理事会で承認されたが、今後のため、賞の創設に関する手順作成を山田庶務理事に依頼したことが報告された。また、持ち回り理事会での意見を踏まえ、同賞細則（案）が下記の通り再提出された。

亀谷賞に関する細則（案）

（平成 26 年 4 月 25 日制定予定）

1.趣旨

亀谷徹名誉会員の内分泌病理学、特に神経内分泌病理学の発展における多大な功績を記念して日本内分泌病理学会亀谷賞（JEPS Kameya Research Award）を設ける。

2.受賞対象者

内分泌病理学、特に神経内分泌腫瘍の分子病理学および予後・治療に関する臨床的研究で卓越した業績のある満 55 歳以下（当該年度末）の内分泌病理学会会員 1 名に授与する。

3.推薦者

評議員または功労評議員が理事会に推薦することとし、所定の応募書類を 2 月末必着で学会事務局に提出する。

4.選考委員会

構成は特別功労賞選考委員会と同じく、理事長（委員長）、各役職筆頭理事及び当該年度学術総会会長（委員）とする。選考委員会は受賞候補者を選考後、理事会の承認を得て受賞者を決定する。

5.表彰及び表彰期間

定期的（毎年）とし、原則 10 年間にわたり学術総会にて賞状及び副賞を授与する。

6.受賞講演

受賞者は当該学術総会において受賞講演を行う。

・意見交換の結果、「佐野賞との同時応募はできない」「過去にいずれかを受賞した者の応募はできない」ことを追記することとした。これに伴い、同じ条項を佐野賞細則にも追記することとした。

・賞の英名について、“JEPS Kameya Distinguished Research Award”はどうかとの提案があり、細則（案）全文とともに異論があれば 5 月 7 日期限で申し出ることとした。

【事後記載】期限までに異論がなかったことから、亀谷賞細則は一条項追記のほか原案通り、英名は Distinguished を加えることで承認とする。

・成瀬理事長より、亀谷賞の応募を今年は 6 月末必着で受け付けること、亀谷基金・佐野基金とも学会の財務状況に応じ他の研究賞等への用途を可とすること、副賞金額は別途附則に記載すること等の提案があり、それぞれ承認された。

(2) 他の賞に関する細則の一部改訂

・成瀬理事長より、下記二賞の改訂案が示され、それぞれ承認された。

佐野賞に関する細則（改訂案）

第 5 項：表彰及び表彰期間

定期的（毎年）とし、原則 10 年間にわたり学術総会にて賞状及び副賞を授与する。

また、別条項に「亀谷賞との同時応募はできない」「過去にいずれかを受賞した者の応募はできない」ことを追記する。

特別功労賞に関する細則（改訂案）

第5項：表彰

不定期とし、学術総会にて盾を授与する。

5. 学会名称変更の件

・成瀬理事長より、本学会の今後の発展、会員増のため、医療、医学の情勢を十分に考慮しながら取り組む案件である点が説明され、今後も継続審議とすることが了承された。

<報告事項>

6. 第17回（2013年度）学術総会の報告

・方波見会長より、学会開催への協力と多数の参加に対し謝辞があった。決算については秋の理事会に提出される。

7. 第18回（2014年度）学術総会の概要

・屋代会長より、下記の紹介があった。

1) 今大会は内分泌学ウィーク 2011 に引き続き、第41回日本神経内分泌学会（岩崎泰正会長、高知大学）、第22回日本ステロイドホルモン学会（諸橋憲一郎会長、九州大学）と同じ時期に同じ場所でリレー開催する「内分泌学ウィーク 2014」として開催する。

神経内分泌学会 10月31日、11月1日、2日

内分泌病理学会 11月1日、2日

ステロイドホルモン学会 11月3日

2) 場所：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

3) 三学会合同シンポジウム 11月2日

4) 合同懇親会 11月2日

5) プログラム

特別講演 永井良三（自治医大学長）

「細胞間相互作用と臓器関連に基づく疾患発症メカニズム」

シンポジウム

「正常下垂体形態学研究アップデート」

「甲状腺癌発生の分子機構」

「神経内分泌腫瘍の病理診断：現状と課題」

ほかに、副腎関連を追加予定

三学会合同シンポジウム

「ホルモン療法・補充療法の理論と実践」

【事後記載】下記2件、ブッキングされたい。

(1) 理事会

10月31日（金）15：00～17：00

都道府県会館4階 409号室

(2) 会長招宴

10月31日（金）18：00～20：00

赤坂 忍庭（シノブテイ）

TEL：050-5798-9971

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-4 B1

<http://r.gnavi.co.jp/a000504/>

8. 第19回(2015年度)学術総会の準備状況

・欠席の戸田会長に代わって、成瀬理事長より、会長提案の開催候補日の紹介があり、理事会として2015年10月23日・24日または10月30日・31日(いずれも金・土)が好ましいとされた。

【事後記載】戸田会長より、会場は佐賀大学医学部(佐賀市)の施設を使う予定との連絡があった。

9. 第88回(2015年度)JES学術総会プログラム委員会の結果

・山田プログラム委員より、下記の当学会提案が採択されたとの報告があった。また、シンポジウムのKeynote Lectureに外国人演者が求められているので、適任者を至急山田委員まで提案することが要請された。

シンポジウム:

「難治性副腎疾患の研究と診断の進歩」

「内分泌病理学の臨床医学への貢献」

「MEN1の診断と治療---クリニカルパスの進め方」

教育講演:

「甲状腺腫瘍診療と細胞診断」

「内分泌内科医が知っておくべき乳癌患者の内分泌環境」

「ワールブルグ効果とは何か:全てを計ることによって明らかになったがん代謝の真実」

「褐色細胞腫・パラガングリオーマ診断・治療の進歩(含 米国ガイドライン)」

CPC:

「診断・治療に苦勞した副腎腫瘍:臨床と病理から」

10. コンサルテーションの状況

・欠席の覚道コンサルテーション委員長に代わって、成瀬理事長より、コンサルテーション開始以来、5件の問い合わせがあったことが報告された。また、最近コンサルテーションを引き受けた亀山理事から、手順上、特に問題はなかったとの報告があった。今後、庶務担当理事および広報担当理事により、制度の広報・普及に努めることとなった。

11. 会員の状況について

・成瀬理事長より、会員数はここ3年間順調に増加し現時点で291名なので、300名超を目指したいとの報告があった。

(記録:事務局・岸、理事長・出席筆頭理事・会長の校閲済)